

の午後からならいい。」
 などとお答えくださると
 助かります。
 ※ありがとうございま
 す。それでは〇〇日の
 〇〇時に伺いますので、
 よろしくお願いいたしま
 す。

工事の進捗状況について

以上のように、工事又
 は調査を行うための日程
 を決めさせていただいて
 からご訪問しますので、
 ご理解をお願いします。

現在行われている工事は、平成23年3月15日
 完了予定になっていま
 す。

道路沿線では、必要と
 なった箇所に電柱を建
 て、それらの電柱に光
 ファイバーを敷設してい
 る工事と、各世帯への引
 込み工事及び宅内設備の
 設置工事を行っています
 す。工事従事者の増員を
 図り、並行して工事を進
 めています。皆さんのお
 宅には、工事従事者証を
 携帯した業者が伺い、安
 全第一で工事を行います

ので、ご協力をお願い
 します。
 特に宅内工事について
 は、住民の皆さんには大
 変ご迷惑をお掛けするこ
 とと思いますが、ご理
 解、ご協力をお願いします

一宅内設備

【双方向告知端末機と
 光変換装置(ONU)】
 端末機は、据え置き
 又は壁掛けの選択が
 可能です。



双方向告知端末機



光変換装置 (ONU)

インターネット 利用のお願い!

引き続き、イン
 ターネットのフレッ
 ツひかりへの加入ご
 協力をお願い申し上
 げます。

申込みは役場、問
 寒別出張所におあり
 ます。申込書に記載の
 うえ、お申し込みくだ
 さい。お電話でのお
 申し込みも承ります
 ので、次のお問い合
 わせ先までご連絡く
 ださい。

《お問い合わせ先①》

幌延町役場総務課
 電話 5・1111

《お問い合わせ先②》

NTT・東日本
 旭川支社
 ブロードバンド担当
 電話 0800・
 800・5586
 (無料)
 (平日9時~17時30分)

こんにちは! 人権擁護委員です。

私たち人権擁護委員は、地域の皆さんに人権に関心を持ってもら
 えるような啓発活動を行ったり、地域の皆さんの困りごとや心配ご
 との相談を受けるなどの活動を行っています。

○どんな相談を受けてくれるの?

どのような相談でもお受けします。相談
 は無料で、秘密は守ります。

例えば、こんな相談 ……離婚・DV相
 談など家庭内の問題、子どものいじめや虐
 待、インターネット上のトラブル、近所
 のもめごと など

○どんな人が人権擁護委員をしているの?

私たち人権擁護委員は、市町村長の推薦
 を受け、法務大臣から委嘱されています。

幌延町の人権擁護委員

稲垣紘順さん(下 沼)
 三好和夫さん(問寒別)

◆その他、電話によるご相談(8:30~17:15)

みんなの人権110番	0570-003-110	旭川地方務局稚内支局	0162-33-1122
女性の人権ホットライン	0570-070-810	子どもの人権110番	0120-007-110

◆インターネットによるご相談(24時間受付) <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>